

用、調査費用、専門家の鑑定費用、法的対応費用等を含み、かつ、これに限定されないものとする。以下同じ。)を甲の請求により賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第7条 甲は、処理機を現状有姿で乙に引き渡すものとする。

- 2 甲は、処理機に起因する物品等の破損その他の事故、乙又は第三者に対する損害等について、一切の責任を負わない。ただし、甲に重大な過失がある場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、予見の有無を問わず、特別の事情による損害、逸失利益、無体物の損害及び第三者からの損害賠償請求に基づく乙の損害について、責任を負わない。

(暴力団の排除)

第8条 乙は、自らが洲本市暴力団排除条例(平成25年洲本市条例第2条)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団密接関係者(次項において「暴力団員等」という。)でないこと及び今後もこれらに該当しないことを表明し、かつ、保証する。

- 2 乙は、次に掲げる事項を承諾する。

- (1) 甲が、乙の情報を所轄の警察署長に提供することで乙が暴力団員等であるか否かについて意見を聴くことができること。
- (2) 甲が、前号の規定による意見の聴取によって得た情報について、この契約に関する事務以外の事務において、暴力団(洲本市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)を利することとならないための措置を講ずるために利用し、又は市長以外の執行機関に提供することができること。
- (3) 甲が、乙が前項の規定に違反したことが明らかになった場合に、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができること。
- (4) 乙が、この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出て、その捜査に必要な協力を行うこと。

(契約の解除)

第9条 甲は、次に掲げる事由により、この契約を継続することが適当でないと認め

るときは、何ら催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反し、甲が乙に相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がこれを是正しないとき。
- (2) 乙が甲の定める処理機の貸与対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 乙が処理機の管理、修繕等を不適切に行ったとき。
- (4) 乙が偽りその他の不正な手段により処理機の貸与を受けたとき。
- (5) 乙に重大な契約違反又は背信行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この契約の継続を困難とする事由が発生したとき。

(処理機の返還等)

第10条 乙は、第2条の貸与期間が終了し、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、処理機を自己の負担において原状に復し、甲に返還しなければならない。

2 乙は、処理機の返還に際しては、いかなる名目であっても甲にその補償を請求することができない。

(調査、報告等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙の処理機の使用状況等に関して、質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査、報告等を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(遅延損害金)

第12条 乙は、この契約から生ずる金銭債務の支払を遅滞したときは、年(365日当たり)14.6パーセントの割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

(管轄)

第15条 この契約に関して紛争が生じたときは、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の契約締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸主 甲 洲本市本町三丁目4番10号
洲本市
代表者市長 上 崎 勝 規

借主 乙 (住所) 洲本市 _____
(氏名) _____ (印)